

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る 環境影響評価準備書の概要

令和4年8月
尼崎市

説明の流れ

環境影響評価準備書の概要について

- 1 事業の目的・内容
- 2 地域特性の概要
- 3 事前環境配慮の内容
- 4 実施計画書に対する意見の概要と事業者の見解
- 5 実施計画書の記載事項についての修正
- 6 環境影響評価の項目
- 7 現地調査
- 8 影響の予測・評価

1.事業の目的・内容

2

事業者の名称等、事業の目的

準備書p.2-1

事業者の名称等

- 事業者の名称 : 尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当
- 代表者の氏名 : 尼崎市長 稲村和美
- 主たる事務所の所在地 : 兵庫県尼崎市大高洲町8番地

事業の名称

- 名称 : 尼崎市新ごみ処理施設整備事業
- 種類 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち処理能力が1時間当たり4トン以上であるものの新設

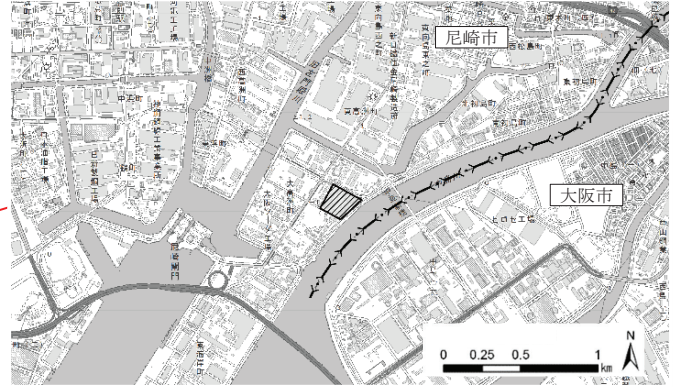
対象事業の目的

- 現有のごみ処理施設（第1工場、第2工場、資源リサイクルセンター及びし尿処理施設）等の老朽化に伴う建替え工事であり、市内の一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、ごみの中に含まれる資源を回収すること等を目的

3

対象事業計画地の位置

兵庫県尼崎市大高洲町8番地 第1工場跡地
(下図参照)



対象事業計画地

対象事業計画地及びその周辺地域

現有施設の周辺の状況

【現有施設の敷地内の状況】



事業実施の背景及び事業計画の策定経緯

- 第2工場：令和7年度に基幹的設備改良工事を行い10～15年供用の継続が可能しかし、令和7年度は第1工場の停止により第2工場2炉のみの処理体制
⇒ ごみ処理を継続しつつ基幹的設備改良工事を行うことは困難
- 第2工場：令和12年度までの供用（基幹的設備改良工事は行わない）
新ごみ焼却施設：令和13年度の供用開始（第1工場跡地に建設計画）
- 尼崎市のごみ焼却施設の供用予定
第1工場：令和7年度まで 第2工場：令和12年度まで（第3工場：稼働停止済）

現有施設			新施設	
種類	稼働終了年度		種類	稼働開始年度
焼却施設	第1工場	令和7年(2025年)度	焼却施設	令和13年(2031年)度
	第2工場	令和12年(2030年)度		
資源リサイクルセンター		令和12年(2030年)度	リサイクル施設	令和13年(2031年)度
し尿処理施設		令和12年(2030年)度	し尿処理施設	令和13年(2031年)度

現有施設の稼働終了年度及び新施設の稼働開始年度（予定）

対象事業の規模について

現有施設（現在）				
種類		処理能力		稼働状況
焼却施設	第1工場	第1機械炉	150t/日×1炉	停止済※1
		第2機械炉	175t/日×1炉	停止済※1
	第2工場		150t/日×1炉	稼働中
			240t/日×2炉	稼働中
資源リサイクルセンター	破碎施設	70t/5h	稼働中	
	選別施設	70t/5h		
し尿処理施設			640kL/日※2	稼働中

新施設（将来）			
種類		処理能力	
焼却施設※3		149t/日×3炉（447t/日）	
リサイクル施設※3	破碎系	29t/5h	
	資源系	26t/5h	
し尿処理施設		19kL/日	

※1：第1工場の第1機械炉及び第2機械炉の1号炉は停止しており、第2機械炉の2号炉のみ稼働している。

※2：希釈水を含む

※3：尼崎市環境影響評価等に関する条例第2条第2号の規模要件に該当（し尿処理施設については、同敷地内で実施される関連事業）

現有施設（現在）				
種類			処理能力	稼働状況
焼却施設	第1工場	第1機械炉	150t/日×1炉	停止済※1
		第2機械炉	175t/日×1炉	停止済※1
	第2工場		150t/日×1炉	稼働中
			240t/日×2炉	稼働中
資源リサイクルセンター		破碎施設	70t/5h	稼働中
		選別施設	70t/5h	
し尿処理施設			640kL/日※2	稼働中



新施設（将来）				
種類			処理能力	
焼却施設※3			149t/日×3炉（447t/日）	
リサイクル施設※3	破碎系		29t/5h	
	資源系		26t/5h	
し尿処理施設			19kL/日	

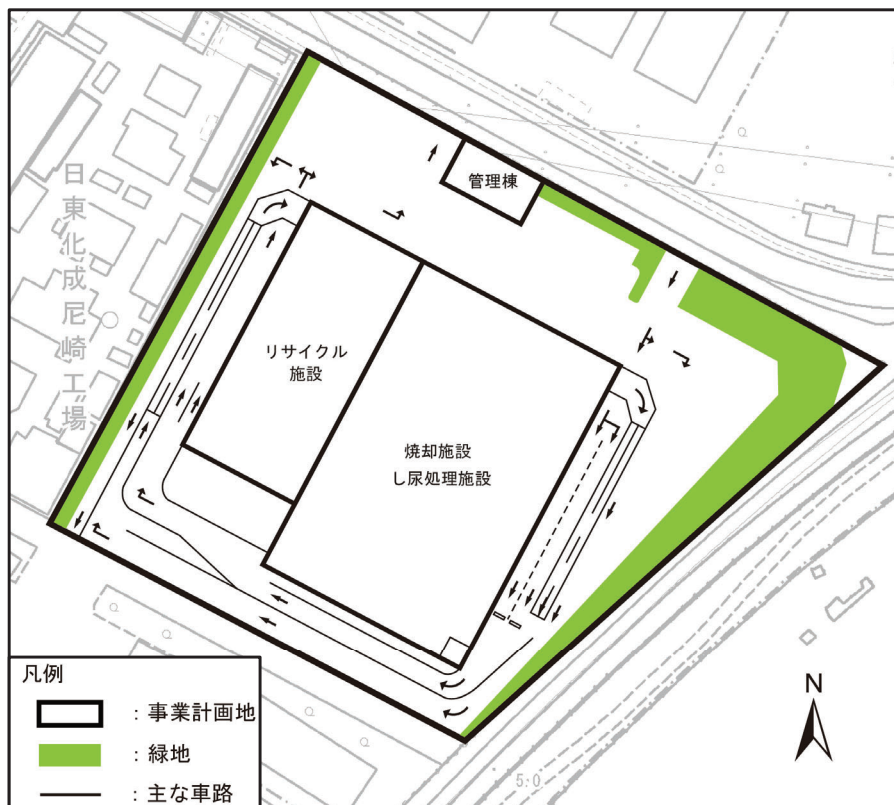
※1：第1工場の第1機械炉及び第2機械炉の1号炉は停止しており、第2機械炉の2号炉のみ稼働している。

※2：希釈水を含む

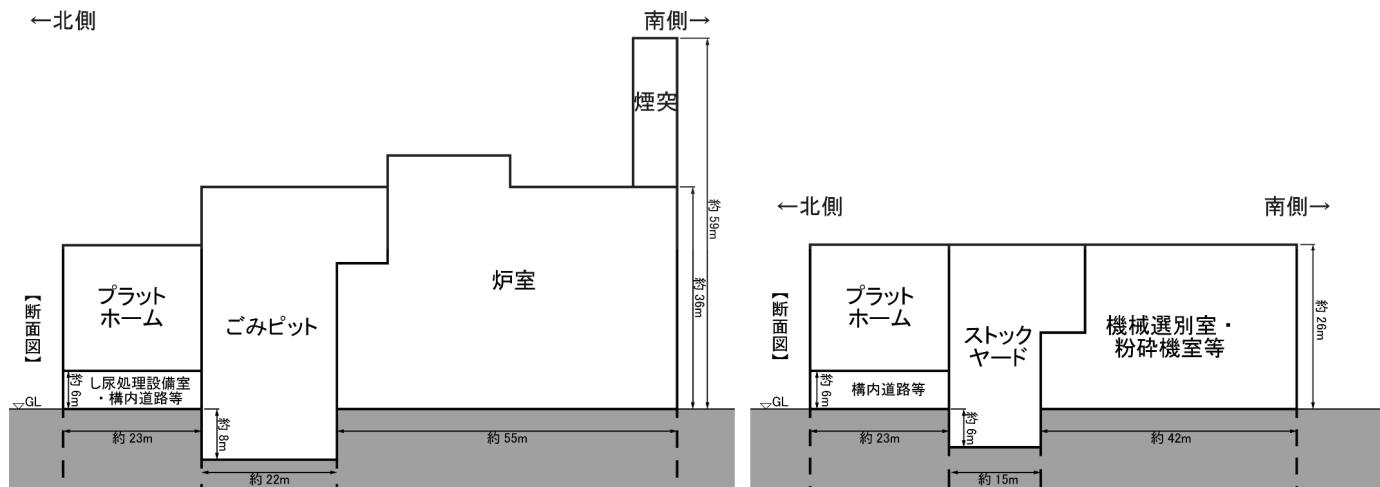
※3：尼崎市環境影響評価等に関する条例第2条第2号の規模要件に該当（し尿処理施設については、同敷地内で実施される関連事業）

施設の配置計画①

施設配置計画



主要施設配置概略図（断面図）



< 焼却処理施設 >

< リサイクル施設 >

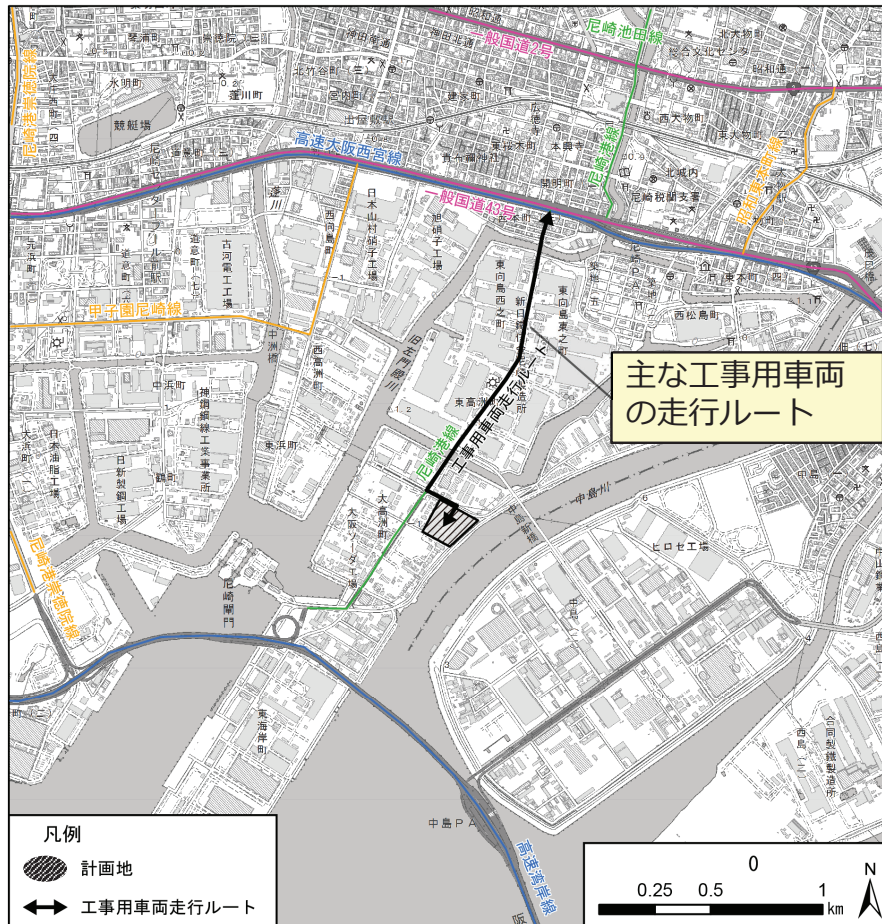
公害防止基準

公害防止基準

新施設が環境保全のために大気質に関する目標とする値（以下「公害防止基準」という。）は、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）、現有施設の公害防止基準を踏まえ設定

項目	新施設の 公害防止基準	新施設の 法規制基準値	第1工場の 公害防止基準	第2工場の 公害防止基準
ばいじん (SPM)	0.01 g/m ³ N 以下	0.04 g/m ³ N以下	0.03 g/m ³ N以下	0.02 g/m ³ N以下
硫黄酸化物 (SO _x)	10 ppm以下	K値 = 1.17以下	15 ppm以下	10 ppm以下
窒素酸化物 (NO _x)	30 ppm以下	250 ppm以下	75 ppm以下	30 ppm以下
塩化水素 (HCl)	25 ppm以下	430 ppm以下	38 ppm以下	25 ppm以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.5 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下
水 銀	30 μg/m ³ N以下	30 μg/m ³ N以下	50 μg/m ³ N以下	50 μg/m ³ N以下

交通計画



事業スケジュール

- 令和4年度まで環境影響評価手続を、令和5年度まで施工業者等の選定を実施し、令和6年度より解体・建設工事を実施
- 焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設は令和13年度から稼働を開始

			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
環境影響評価手続			[Progress bar from R2 to R5]											
事業者選定			[Progress bar from R4 to R5]											
実施設計・施設建設	解体工事	解体・撤去	[Progress bar from R6 to R9]											
	建設工事(焼却施設・リサイクル施設・し尿処理施設・管理棟)	仮設工事	[Progress bar from R9 to R12]											
		山留・杭	[Progress bar from R9 to R10]											
		掘削・埋戻し	[Progress bar from R9 to R11]											
		躯体工事	[Progress bar from R9 to R12]											
施設稼働	焼却施設・リサイクル施設・し尿処理	プラント工事	[Progress bar from R10 to R13]											
		外構工事	[Progress bar from R12 to R13]											
		既存施設 新施設	[Progress bar from R2 to R13]											

2.地域特性の概要

主な地域の概況①（土地利用の状況）

準備書p.3-5

■ 土地利用 現況図



凡例

計画地	主要道
住宅地	国有鉄道
商業地	民営鉄道
工業地	都・府・県界
公共公益用地	
公園緑地	
水面・河川	

出典：「20万分の1土地利用図
(1982~1983年)」
(国土地理院Webサイト)

調査対象区域の土地利用は工業地と公共公益用地が大半を占めている。